

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例及び広島県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例及び広島県森林整備加速化・林業

再生基金条例の一部を改正する条例

(広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例の一部改正)

第一条 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例(平成二十一年広島県条例第二十九号

)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「医療施設耐震化臨時特例交付金相当額」の下に「及び地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)(前条の事業に係るものに限る。)

相当額」を加える。

(広島県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部改正)

第二条 広島県森林整備加速化・林業再生基金条例(平成二十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「森林整備加速化・林業再生事業費補助金相当額」の下に「及び地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)(前条の事業に係るものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。